

## モチベーションクラウド エンゲージメント料金プラン変更に関する特約

モチベーションクラウド エンゲージメント料金プラン変更に関する特約（以下「本特約」という）は、株式会社リンクアンドモチベーション（以下「当社」という）が提供するモチベーションクラウド エンゲージメント（以下「本サービス」という）の利用を申し込んだ顧客または本サービスを利用中の顧客（以下、総称して「利用者」という）のうち、「モチベーションクラウド エンゲージメントサービス料金表」（以下「サービス料金表」という）の「スタンダードプラン」「プレミアムプラン」または「エンタープライズプラン」を選択（以下、総称して「アップグレードプラン」という。プラン変更も含む）した利用者の利用条件を定めたものである。本特約で用いられる語句の定義は、本特約において別途定義されない限り、モチベーションクラウド エンゲージメント規約（以下「原規約」という）に従うものとする。

### 第1条（定義）

- 「料金プラン」とは、本サービスの利用料金に関するプランをいい、ベーシックプラン、スタンダードプラン、プレミアムプラン、エンタープライズプランの4種類をいう。なお、スタンダードプラン、プレミアムプラン、エンタープライズプランは、1年サイクルでPDCAを回すプランとする。
- 「アップグレード」とは、以下のいずれかの場合をいう。
  - ベーシックプラン からスタンダードプラン、プレミアムプランまたはエンタープライズプランに変更すること
  - スタンダードプランからプレミアムプランまたはエンタープライズプランに変更すること
  - プレミアムプランからエンタープライズプランに変更すること
- 「ダウングレード」とは、以下のいずれかの場合をいう。
  - エンタープライズプラン、プレミアムプランまたはスタンダードプランからベーシックプランに変更すること
  - エンタープライズプランまたはプレミアムプランからスタンダードプランに変更すること
  - エンタープライズプランからプレミアムプランに変更すること
- 「プラン変更」とは、アップグレードまたはダウングレードを行うことをいう。

### 第2条（適用範囲）

本特約は、原規約に基づく本サービスの利用契約（以下「本契約」という）を締結した利用者のうち、以下のいずれかに該当する場合に適用される。なお、本サービスの契約期間中に、一度でも、以下のいずれかの事由に該当し、本特約が適用された場合、その後のプラン変更の有無を問わず、契約期間中、本特約が有効となる。

- 利用者が本サービスに申し込む時に、アップグレードプランを選択した場合
- 利用者がベーシックプランからプラン変更を行う時に、アップグレードプランのいずれかを選択した場合
- 利用者がアップグレードプランからプラン変更を行う時に、アップグレードプランのいずれかを選択しなおした場合

### 第3条（アップグレードプラン選択中のアップグレード）

- 利用者は、アップグレードプランが1年サイクルでPDCAを回すプランであること（当該1年ごとのサイクルを「アップグレードプラン適用期間」という）を理解し、本サービスの利用契約成立またはアップグレードプラン適用期間の始期から1年間、アップグレードができないことを理解し了承する。
- 前項の定めにかかわらず、アップグレードプラン適用期間中に更なるアップグレードを希望する場合、またはエンタープライズプランにおいて、サービス料金表で定める年間開催回数変更を希望す

る場合、利用者は、アップグレードプラン適用期間の始期から1年間の間で1回に限り、任意の月よりアップグレードまたは年間開催回数変更ができるものとする。このとき、利用者は第6条の規定に基づき、当社に変更届を提出するものとする。

3. 前項に基づき料金プランをアップグレードする場合または年間開催回数を変更する場合、基本利用期間及びアップグレード適用期間は、当該変更に伴い伸長されないものとする。
4. アップグレード適用期間の終了時にアップグレードを希望する場合、第6条の規定に基づき、当社に変更届を提出することでプラン変更ができるものとする。
5. アップグレード適用期間の終了時にアップグレードを行わない場合、当該適用期間の終了時に選択しているプランが継続して適用されるものとし、更新期間中（1年間）のアップグレードについても本条の規定を準用するものとする。

#### 第4条（ベーシックプラン選択中のアップグレード）

1. 利用者は、ベーシックプランを選択している場合、基本利用期間中または更新期間中を問わず、いつでも料金プランをアップグレードすることができる。このとき、利用者は第6条の規定に基づき、当社に変更届を提出するものとする。
2. 前項に基づき料金プランをアップグレードした場合のアップグレード適用期間は、当該適用期間の始期から1年間とする。
3. 第1項に基づき料金プランをアップグレードした場合において、基本利用期間の終了日以降にアップグレード適用期間の終了日を迎える場合、基本利用期間はアップグレード適用期間の終了日まで伸長されるものとし、基本利用期間の終了日以前にアップグレード適用期間の終了日を迎える場合は、基本利用期間は変更されないものとする。
4. 第1項に基づき料金プランをアップグレードした場合、当該アップグレード後においては、第3条の規定を準用する。

#### 第5条（アップグレードプラン選択中のダウングレード）

1. 利用者は、アップグレードプランが1年サイクルでPDCAを回すプランであることを理解し、本サービスの利用契約成立またはアップグレードプラン適用期間の始期から1年間、ダウングレードができないことを理解し了承する。
2. 第3条第1項、第2項及び本条前項にかかわらず、アップグレード適用期間中であっても、利用者は、ダウングレードを希望する月までの利用料金及びアップグレード適用期間（本項に基づくプラン変更を行う前のアップグレード適用期間をいう）の残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、ダウングレードができるものとする。このとき、利用者は第6条の規定に基づき、当社に変更届を提出するものとする。
3. 前項に基づき料金プランをダウングレードした場合、基本契約期間及びアップグレード適用期間は伸長されないものとする。
4. 第2項に基づき料金プランをダウングレードし、利用者がベーシックプランを選択した場合は原規約が、利用者がアップグレードプランのいずれかを選択した場合は本特約が継続して適用されるものとする。
5. アップグレード適用期間の終了時にダウングレードを希望する場合、第6条の規定に基づき、当社に変更届を提出することでプラン変更ができるものとする。
6. アップグレード適用期間の終了時にダウングレードを行わない場合、当該適用期間の終了時に選択しているプランが継続して適用されるものとし、更新期間中（1年間）のアップグレード及びダウングレードは第3条及び本条の規定を準用する。

#### 第6条（変更届の提出）

1. 利用者は、アップグレードプラン選択中もしくはベーシックプラン選択中にプラン変更を行う場

合、当社に対し以下の方法に従って変更届を提出するものとする。

(1) アップグレードの場合

プラン変更を希望する月の前月末日から起算して 10 営業日前までに提出するものとする。

(2) エンタープライズプランにおける年間開催回数変更の場合

プラン変更を希望する月の前月末日から起算して 10 営業日前までに提出するものとする。

(3) ダウングレードの場合

プラン変更を希望する月の前々月末日までに提出するものとする。

2. 利用者は、アップグレード適用期間の終了時にプラン変更を行う場合、当社に対し以下の方法に従って変更届を提出するものとする。

(1) アップグレードの場合

アップグレードプラン適用期間終了月の末日から起算して 10 営業日前までに提出するものとする。

(2) エンタープライズプランにおける年間開催回数変更の場合

アップグレードプラン適用期間終了月の末日から起算して 10 営業日前までに提出するものとする。

(3) ダウングレードの場合

アップグレードプラン適用期間終了月の前月末日までに提出するものとする。

## 第7条 (旧規約の適用利用者に対する特約)

第6条において、ベーシックプランがアップグレードされたとき、原規約附則第1項及び第2項は効力を失い、2019年7月3日改定規約以前の規約（以下「旧規約」という）に同意して利用を開始した利用者に対しても、原規約第7条第5項、第21条第2項、第22条第2項及び第24条が適用されるものとする。疑義を排するため念のため付言するに、旧規約に同意して利用を開始した利用者についても、第4条第1項に基づくアップグレード後は、本契約を更新する場合の更新期間は、一律1年間に変更されるものとし、更新期間中の中途解約に関しては違約金が発生する（基本利用期間終了前に、ベーシックプランからアップグレードした後に、再度、ベーシックプランにダウングレードした場合であっても、その後の更新期間が月次更新になるものではない）。

## 第8条 (旧特約の適用利用者に対する本特約の適用)

2022年11月1日改定以前の特約（以下「旧特約」という）に同意してアップグレードプランの利用を開始した利用者は、現在のアップグレード適用期間の終了日までは旧特約が適用されるものとする。なお、利用者がアップグレード適用期間中にプラン変更を行った場合またはアップグレード適用期間の終了後に更新期間を迎えた場合は、本特約の適用が開始するものとする。

## 第9条 (本特約の変更)

当社は、必要に応じて、本特約の内容を変更することができる。変更にあたっては、原規約第23条に従うものとする。

## 第10条 (優先関係)

本特約に定めのない事項は、原規約に従うものとする。ただし、本特約と原規約に矛盾が生じた場合、本特約の定めが優先して適用されるものとする。

(注)

2019年 9月 1日 改定

2020年 10月 1日 改定

2020年 12月 1日 改定

2022年 2月 1日 改定

2022年 11月 1日 改定

2025年 3月 10日 改定

2025年 9月 24日 改定